

令和 4 年

第 4 回飯館村農業委員会定例総会
会議録

(令和 4 年 4 月 2 0 日)

飯館村農業委員会

令和4年第4回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和4年4月20日(水)					
招集場所	飯館村役場 第一会議室(2階)					
開閉会の日時(宣言)	開会 令和4年4月20日 午後1時30分		閉会 令和4年4月20日 午後2時21分			
応(不応)招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 (○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席)	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	4番 中川喜昭			5番 山田 豊		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和4年第4回飯館村農業委員会定例総会
 飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	議案第12号-1
9	渡邊文夫	前田・八和木	議案第11号
10	三瓶政美	大久保・外内	欠席
11	新妻幹男	蕨 平	
12	林 吉安	白 石	
13	細杉朝雄	前 田	

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第10号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第11号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第12号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和4年第4回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 改めまして皆さんこんにちは。3月末の各行政区の総会も終わり、4月から新たな体制となって行政区の動きが始まっております。改めて皆さんにも新体制の下農業委員会活動についてよろしくお願ひしたいと思ひます。今日会場に来るまで村の田んぼを見ると、畔塗りが行われ、農作業が始められていることは素晴らしいことだと思ひます。喜ばしい中ではありますが、残念ながらコロナウィルス感染症は感染拡大を続けており、福島県においても連日500名を超える感染者が出ております。ゴールデンウィークを迎え、さらなる感染拡大の可能性があるとこのころでございませぬので、皆さんにも十分気を付けていただきたいと思ひます。そういった状況ですので、皆さんにもご苦勞かけることがあるかもしれませぬがよろしくお願ひしたいと思ひます。今日の議事は計5件あります。皆様の慎重審議の下定例総会を進めさせていただきたいと思ひます。本日はご苦勞様です。

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達してあります。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、4番 中川喜昭 委員、
5番 山田 豊 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
について

議 長) 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
について を議題といたします。
議案が2件あるため順番に進めます。

議 長) それでは、議案第10号の1について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第10号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則 が報告します。
4月14日に申請内容について、申請者本人へ電話確認を行いました。結論から申し上げますと、申請の内容に間違いはないことを確認しております。今回の申請内容については、養子として迎えた息子さんに村内の農地を譲る、といったことのようなのです。農地の立地については、山の上の方に農地があり、地域内の担い手が貸借して請け負うには立地上難しいため、譲受人が農地を荒れないように自己管理をしながら野菜栽培等していきたいとのことでした。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:41~13:42)

議 長) 再開します。議案第10号の1について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第10号の1について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の1は原案のとおり可決すること
といたします。

議 長) 続きまして、議案第10号の2について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第10号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます

担当委員) 担当の(農業委員)鳴原新一 が報告します。

まず、申請者二名の関係性は親子関係であります。現在は村外に
ご家族で住まわれているとのこと。4月15日にご自宅に訪
問して申請者二名から内容について確認を行ってまいりました。
両名から内容について特に問題ないと報告を受けております。申
請地の状況として、比曾川を挟んで南部の田2枚を除く他の農地
については、基盤整備事業の該当地となっており、農地の形状が
綺麗な形になる見込みで進んでいます。土地の形状が変わった後
の登記もあるため、譲渡人も高齢であることからこのタイミング
で所有者の整理もしたい、といった経緯のようです。また譲受人
は、地域の保全会、復興組合の事業には積極的に参加しており、
良い後継者だと思います。以上審議の程よろしくお願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:48~13:50)

議 長) 再開します。議案第10号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第10号の2について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号の2は原案のとおり可決することといたします。

○日程第5 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第11号について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第11号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫 が報告します。
4月13日に申請内容について、事務局3名、委員2名、申請者の代理人行政書士1名で現地調査を行いました。現在は既に砂利が敷かれている違反転用状態であり、許可後28か月間は資材置場としての活用する計画ですが、事業終了後は違反転用を行った者により農地復元をすることを確約しております。審議のほどよろしく願います。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:00~14:04)

議 長) 再開します。議案第11号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

○日程第6 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業
計画変更申請について

議長) 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業
計画変更申請について を議題といたします。
議案が2件あるため順番に進めます。

議長) それでは、議案第12号の1について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第12号の1を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)佐藤隆男 が報告します。
先日許可を受けている転用事業の工程変更に伴った申請であり、
村発注の工事が延長となったことは間違いなく、その他変更内容
についても間違いのないことを確認しております。以上です。審議
の程よろしくをお願いします。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:10~14:16)

議長) 再開します。議案第12号の1について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第12号の1について、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第12号の1は議案のとおり認めることと
いたします。

議長) 続きまして、議案第12号の2について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事務局) それでは、議案第12号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネ が報告します。
今年の2月にも、工期を年度末まで延長するという内容で計画変更申請でお世話になった件です。今度は秋までの変更をお願いしたいということでありました。その他は事務局からの説明のとおりであり、申請者からも確認を取っております。以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:20~14:21)

議 長) 再開します。議案第12号の2について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第12号の2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第12号の2は原案のとおり可決することといたします。

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、すべて終了いたしました。
これで令和4年第4回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和4年4月20日

飯館村農業委員会 会 長 菅野啓一

同 議事録署名委員 4番 中川壽昭

同 議事録署名委員 5番 山田豊